

## 意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了  
したので、仕様書案に対する意見を招請します。  
令和8年2月16日

国立研究開発法人情報通信研究機構  
契約担当理事 増山 寛

◎調達機関番号 816 ◎所在地番号 13

○第1号

### 1 調達内容

- (1) 品目分類番号 24
- (2) 購入等件名及び数量 8インチウェハ対応8  
元スパッタリング装置 一式

### 2 意見の提出方法

- (1) 意見の提出期限 令和8年3月18日17時00分  
まで必着のこと。
- (2) 提出先 〒651-2492 兵庫県神戸市西区岩  
岡町岩岡588-2 情報通信研究機構未来ICT  
研究所神戸フロンティア研究センター 超伝  
導ICT研究室 寺井 弘高 電話 078-969-2191  
E-mail terai@nict.go.jp

### 3 仕様書案の交付

- (1) 交付期間 令和8年2月16日から令和8年3  
月18日まで。
- (2) 交付場所 情報通信研究機構ホームページの  
調達情報よりダウンロードして入手すること。

### 4 Summary

- (1) Classification of the products to be  
procured: 24
- (2) Nature and quantity of the products to  
be purchased: 8-cathode sputtering system  
for 8-inch wafers, 1 set
- (3) Time limit for the submission of comments  
: 17:00 18 March 2026
- (4) Contact point for the notice: Hirotaka Terai,  
Superconductive ICT Device Laboratory,  
Kobe Frontier Research Center, Advanced ICT  
Research Institute, National Institute of  
Information and Communications Technology,  
588-2 Iwaoka Iwaoka-machi Nishi-ku Kobe-shi  
Hyogo-ken 651-2492 Japan T E L 078-969-2191  
E-mail terai@nict.go.jp

# 仕 様 書

## 1 件名

8 インチウェハ対応 8 元スパッタリング装置  
8-cathode sputtering system for 8-inch wafers

## 2 目的（用途）

国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「当機構」という。）では超伝導 ICT デバイスに関する研究を行っている。超伝導 ICT デバイスの研究にあたり、高品質な超伝導薄膜やジョセフソン接合を均一に作製する必要がある。本件は、最大 8 インチのウェハサイズに対応した高品質窒化物超伝導薄膜およびジョセフソン接合を作製するための装置を調達するものである。

## 3 共通事項

本仕様書に疑義が生じた場合、または本仕様書に記載のない事項の詳細を決定する場合は、当機構担当者と速やかに協議し解決を図ること。この際の決定事項は、受注者において打ち合せ議事録を作成し、当機構の承認を得て発行する。なお、この打ち合せ議事録は本仕様書に優先する。

なお、仕様書等の変更を要する事態が生じた場合には、協議をするので応じること。

## 4 納入期限

契約の日の翌日から起算して 180 日以内  
可能な限り早期に納入すること。

## 5 納品場所

兵庫県神戸市西区岩岡町岩岡 5 8 8 - 2  
国立研究開発法人情報通信研究機構  
未来 ICT 研究所 超伝導 ICT 研究室 第 3 1 棟成膜室 1 1 E - 1 1 4

## 6 製作要件

### (1) 調達物品の数量

8 インチウェハ対応 8 元スパッタリング装置 1 式

### (2) 機器の構成内訳

ア ロードロック室 1 式

イ 酸化室 1 式

ウ 共スパッタ成膜室 1 1 式

エ 共スパッタ成膜室 2 1 式

オ ウェハ自動搬送システム 1 式

(3) 機器の性能及び機能要件

ア ロードロック室

- (ア) 8 インチウェハを搭載可能なサンプルホルダを 4 枚以上格納できること。
- (イ) 真空排気には 800 L/s 以上の排気能力を持つターボ分子ポンプを使用すること。
- (ウ) ウェハ自動搬送システムと連動して任意のサンプルホルダを酸化室、共スパッタ室 1、共スパッタ室 2 に全自動で搬送できること。

イ 酸化室

- (ア) 真空排気には 800 L/s 以上の排気能力を持つターボ分子ポンプを使用すること。
- (イ) 到達真空度が  $1 \times 10^{-7}$  Pa 以下であること。
- (ウ) 800°C 以上に基板加熱できること。
- (エ) 8 インチウェハを均一にエッチングできるイオンビームエッチング (Ion Beam Etching: IBE) システムを装備すること。
- (オ) アルゴンと酸素用のガス配管および流量制御用のマスフローコントローラーを装備し、アルゴンについては 0~30 sccm の範囲で、酸素については 0~30sccm の範囲で、それぞれ 0.1 sccm の精度で流量を制御できること。
- (カ) 基板シャッター機構を装備すること。
- (キ) 高速電子線回折 (RHEED) 搭載用の ICF フランジポート (本体および反射板取り付け用の 2 ポート) を設けること。
- (ク) ウェハ回転機構を備え、PC からの制御によりウェハの面内角度を任意の角度に調整できること。

ウ 共スパッタ成膜室 1

- (ア) 真空排気に 1300 L/s 以上の排気能力を持つターボ分子ポンプを使用すること。
- (イ) クライオフィルタを搭載すること。
- (ウ) 到達真空度は  $1 \times 10^{-7}$  Pa 以下であること。
- (エ)  $4 \times 10^{-8}$  Pa まで計測可能な真空計を備えること。
- (オ) 8 インチターゲット用カソードを 4 基搭載すること。
- (カ) 出力 2 kW 以上の直流電源を 2 基搭載し、任意の 2 箇所のカソードで同時放電できるように、電源とカソード間にスイッチ機構を備えること。
- (キ) 2 箇所同時放電に対応したシャッター機構を備え、隣接するカソード間で異種材料による汚染が極力発生しないように配慮した構造とすること。

- (ク) モーター駆動による基板回転機構およびZ軸可動機構を備えること。
- (ケ) 1100℃まで基板加熱が可能な基板ヒーターを備えること。
- (コ) 基板ヒーターは8インチウェハの中心部と周縁部での温度差がないよう、ウェハ中心部と周縁部を独立に温度制御できること。
- (サ) 基板ヒーター用電源は、100 V、30 A以上のものを用いること。
- (シ) シリコン基板表面温度を計測するための放射温度計（計測位置を調整できること）を備えること。
- (ス) 成膜室内の残留ガス種を特定するための分圧真空計を備えること。
- (セ) 成膜室にアルゴンと窒素の2種類のガスを導入できるガス配管を設置し、それぞれのガス流量を、アルゴンについては0~100 sccmで、窒素については0~50sccmの範囲で、それぞれ0.1 sccmの精度で制御できるマスフローコントローラーを設けること。
- (ソ) マスフローコントローラーは外部PC等で流量を制御できること。
- (タ) アルゴンと窒素のそれぞれのガス配管にガス純化器を設けること（共スパッタ成膜室2に供給するアルゴン、窒素ガスと共通化してよい）。
- (チ) 成膜室のガス圧を制御するため、フルスケールに対して0.1%の精度で圧力制御が可能なコントロールゲートバルブを設けること。
- (ツ) 成膜室とガス配管をベークできること。
- (テ) ターゲット交換を容易に行えるよう、カソードを設置した成膜室上部フランジの昇降機構およびスライド機構を設けること。
- (ト) 成膜した薄膜の膜厚分布が8インチφ基板面内で±5%以内であること。
- (ナ) シリコン基板上に10 Kにおける抵抗率が4 μΩcm以下、300 Kと10 Kにおける抵抗比が5以上、超伝導転移温度5.5 K以上の超伝導窒化チタン薄膜が作製できること。

#### エ 共スパッタ成膜室2

- (ア) 真空排気に1300 L/s以上の排気能力を持つターボ分子ポンプを使用すること。
- (イ) 到達真空度は $1 \times 10^{-7}$  Pa以下であること。
- (ウ)  $4 \times 10^{-8}$  Paまで計測可能な真空計を備えること。
- (エ) 8インチターゲット用カソードを4基搭載すること。
- (オ) 出力2 kW以上の直流電源とRF電源を1基ずつ搭載し、直流電源については4箇所のカソードとの接続を切り替えるスイッチ機構を設けること。
- (カ) RF電源を使用できるカソードは1箇所とし、直流電圧を重畳できるように、RF電源用カソードと直流電源間には直流電源へのRFパワーの流入を防止するRFフィルタを設けること。
- (キ) 2箇所同時放電に対応したシャッター機構を備え、隣接するカソード間で異種

材料による汚染が極力発生しないように配慮した構造とすること。

- (ク) モーター駆動による基板回転機構およびZ軸可動機構を備えること。
- (ケ) 800°Cまで基板加熱が可能な基板ヒーターを備えること。
- (コ) 基板ヒーターは8インチウェハの中心部と周縁部での温度差がないよう、ウェハ中心部と周縁部を独立に温度制御できること。
- (サ) 基板ヒーター用電源は、100 V、20 A以上のものを用いること。
- (シ) 成膜室内の残留ガス種を特定するための分圧真空計を備えること。
- (ス) 成膜室にアルゴン、窒素、酸素の2種類のガスを導入できるガス配管を設置し、それぞれのガス流量を、アルゴンについては0~100 sccmで、窒素については0~50sccmの範囲で、酸素については0~30sccmの範囲で、それぞれ0.1 sccmの精度で精密に制御できるマスフローコントローラーを設けること。
- (セ) マスフローコントローラーは外部PC等で流量を制御できること。
- (ソ) アルゴン、窒素、酸素のガス配管にはそれぞれガス純化器を設けること（アルゴン、窒素については共スパッタ成膜室1に供給する配管と、酸素に酸化室に供給する配管と共通化してよい）。
- (ニ) 成膜室のガス圧を制御するため、フルスケールに対して0.1%の精度で圧力制御が可能なコントロールゲートバルブを設けること。
- (ヌ) 成膜室とガス配管をベークできること。
- (ネ) ターゲット交換を容易に行えるよう、カソードを設置した成膜室上部フランジの昇降機構およびスライド機構を設けること。
- (ノ) 成膜した薄膜の膜厚分布が8インチφ基板面内で±5%以内であること。

#### オ ウェハ自動搬送システム

- (ア) ウェハを自動搬送するためのロボットアームを格納するための搬送室を設けること。
- (イ) 搬送室の到達真空度は $1 \times 10^{-5}$  Pa以下（ $10^{-6}$  Pa台）であること。
- (ウ) ロードロック室、酸化室、共スパッタ成膜室1、共スパッタ成膜室2のウェハ搬送を外部PC等により自動でプログラム制御できること。

#### (4) 製作要件

- (ア) ロードロック室にウェハを導入後、各室への搬送、成膜、酸化等を、PCによるソフトウェア制御により全自動で行うことができるシステムとすること。
- (イ) 装置全体の設置面積を5.5 m x 6.0 m以内とすること。
- (ウ) ターゲット交換等を簡便に行うことができるよう、チャンバー上部フランジのリフト機構およびスライド機構を設けること。
- (エ) 装置の駆動に必要な冷却水はチラー供給とし、システム全体に余裕を持って冷却水を供給できる冷却能力5 kW以上のチラーユニットを使

用すること。

(オ) 排気コントローラー、基板の自動搬送制御において、停電、断水等の異常時に装置が安全に停止するよう、シーケンサー制御により保護できること。

(カ) アルゴン、窒素、酸素は、システム全体でそれぞれ1本のボンベ(1.5L)から供給することとし、ガス純化器を通過後、分岐して酸化室、共スパッタ成膜室1、共スパッタ成膜室2に配管接続する。

#### (5) 性能・機能以外に関する要件

##### ア 製作場所

受注者自らが管理する建物、もしくは受注者自らが施錠・防犯対策・管理が可能な建物であること。

##### イ 要員の配置

契約開始から納品まで、当機構からの疑義・要望等に対し、迅速かつ丁寧に対応できる要員を配置すること。

##### ウ 製造のプロセスについて

###### (ア) スケジュールの提示

当機構担当者に納品までのスケジュールを提示し承認を得ること。

###### (イ) 詳細仕様書の作成

本仕様書に基づいて、当機構担当者と十分な打ち合わせを行い、「詳細仕様書」を作成し、当機構担当者の承認を得ること。

当機構と受注者の間で齟齬が起きないように、製造物についての概要図を作成し、当機構担当者の承認を得ること。

###### (ウ) 製造作業

本仕様書、「詳細仕様書」に基づいて、製造作業を行うこと。

###### (エ) 納品前検査について

A 納品前検査計画書を作成し、当機構担当者の承認を得ること。

※実施方法・手順・チェックリストからなる「起動検査」「停止検査」「運用試験検査」「単体検査」「結合検査」「システム検査」等

B Aで承認を得られた「納品前検査計画書」に基づいて検査を実施すること。  
当機構担当者から立ち会いの希望があった場合には日程等を調整し、当機構担当者立ち会いのもと、検査を実施すること。

C 結果を取りまとめ「納品前検査報告書」を当機構担当者に提出し、承認を得ること。

D 検査の結果、仕様等を満たさない場合には、必要な措置を行うこと。

(オ) 納品検査について

- A 納品検査計画書(含む納品検査報告書様式)を作成し当機構担当者の承認を得ること。
- B Aで承認した「納品検査計画書」及び本仕様書に基づき、当機構担当者による検査を実施する。
- C 受注者は、当機構担当者が指定する機器に本件製造機器の取り付けを行う。
- D 製造機器を動作させるために、取り付ける機器の調整・設定変更が必要な場合には、当機構担当者に必要性を説明し、承認を得た後に、受注者が実施すること。
- E 結果を取りまとめ「納品検査報告書」を当機構担当者に提出し承認を得ること。
- F 検査の結果、仕様等を満たさない場合には、必要な措置を行うこと。

エ 契約の目的物の種類又は品質に関する担保責任 (契約不適合責任)

当機構が本件調達物品について、納入検査合格後、所有権移転の日から起算して1か年以内に、契約の内容(目的物の種類、品質又は数量)に適合しないことを発見したときは、受注者にその内容を通知するものとし、受注者は当該物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完等、担保の責を負うこと。

オ 法令等への対応

本仕様に基づく物品、設備、工事等の納入等に当たり、電波法(昭和25年法律第131号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)その他の法令並びに条例等に基づき、主務大臣並びに各都道府県知事等に対し、認可、許可、届出等が必要となる場合又は必要と考えられる場合は、契約後速やかに当機構担当者とは協議すること。

特に電波法第100条第1項各号に定められている高周波利用設備に該当する高周波発生部を含む機器等については、型式指定を受けている場合又は型式確認を行っている場合には、その表示部分の写真を提出すること。

また、型式指定を受けていない場合及び型式確認を行っていない場合には、当該設備が許可不要設備であるか否かにかかわらず、高周波の周波数と高周波発生部の最大出力(ピーク値)を文書で報告すること。

電波を用いた無線通信機能を含む機器のうち、無線LAN、携帯電話、ラジコン等、技術基準適合証明等(電波法第3章の2。以下「技適」という。)の対象となる無線設備については、技適の取得を証明する資料、例えば技適マークの表示部分の写真、あるいは技適の証明番号等を提出すること。技適未取得の場合には、納入までに技適を取得すること。

無線局免許申請または無線局登録申請が必要な無線設備については、申請に必要な情報を提供すること。

## カ サプライチェーン・リスク

納入予定となる機器等については予め機器等リスト及び品質保証に関する資料を提出し、当機構がサプライチェーン・リスクに係る懸念が払拭されないと判断した場合には、代替品選定やリスク低減対策等、当機構と迅速かつ密接に連携し提案の見直しを図ること。

## 7 納品物

- (1) 8 インチウェハ対応 8 元スパッタリング装置 1 式
- (2) 説明書・操作マニュアル等 1 式 (書面 1 部、CD-ROM 1 枚)

## 8 提出書類等

- (1) 書類等一覧

	名称	数量	納品形式	提出期限	備考
①	スケジュール表	1 部 (書面 1 部)	データ又は紙形式	契約締結後 20 日以内	
②	打ち合わせ議事録	1 部	データ又は紙形式	打合せ後、速やかに。	打合せ議事録を発行した場合 (3. 共通事項参照)
③	詳細仕様書	1 部	データ又は紙形式	確定後 1 週間以内	
④	詳細仕様書 図	1 部	データ又は紙形式	確定後 1 週間以内	
⑤	納品前検査計画書	1 部	データ又は紙形式	納品前検査実施 1 週間前まで	
⑥	納品前検査報告書	1 部	データ又は紙形式	納品前検査実施後 1 週間以内	
⑦	納品検査計画書	1 部	データ又は紙形式	納品検査実施 1 週間前まで	
⑧	納品検査報告書	1 部	データ又は紙形式	4 納入期限まで	
⑨	設備等納入時確認チェックリスト	1 部	データ又は紙形式	4 納入期限まで	
⑩	説明会等実施報告書 (様式適宜)	1 部	データ又は紙形式	4 納入期限まで	
⑪	保証書 (本件調達物品に付帯する保証内容)	1 部	データ又は紙形式	4 納入期限まで	

	を明示したもの)				
⑫	製品にかかるサポート実施体制及び担当部署の連絡先を明示した資料	1式	データ又は紙形式	4 納入期限まで	
⑬	設置報告書	1部	データ又は紙形式	4 納入期限まで	関係する機器の設置状況、配線状況がわかるように写真、図面等で報告書を作成すること。 納入品の固定方法に関する資料

## (2) 提出先

兵庫県神戸市岩岡町岩岡 5 8 8-2  
 国立研究開発法人情報通信研究機構  
 超伝導 ICT 研究室

## 9 納入・設置条件

### (1) 納入・設置時間

土日休日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く、平日9時から17時の間に行うこと。日時は別途調整する。

### (2) 納入・設置作業に関する条件

- ア 納入時の作業日程と体制を納入予定日の1カ月以上前までに提示すること。
- イ 設置・調整等作業のスケジュールについては入念に事前打合せを行い、そのスケジュールに従い完了すること。
- ウ 設置予定場所である第31棟成膜室1に現在設置しているEIKO製超高真空スパッタリング装置を第1研究棟 実験室(1)に移設・設置し、CVC製8インチスパッタリング装置、三英社製スパッタリング装置の2台については廃棄すること。
- エ 装置搬入の導線上にあるキャノン・トッキ製6インチスパッタリング装置、キャノン・トッキ製蒸着装置を一時的に移動・退避し、装置搬入後、元の位置に戻し、配線・配管作業および動作確認を行い、現状復帰すること。
- オ 装置の設置・組み立て・電気配線・配管を行い、内部機構動作、装置機構の調整・確認を行うこと。
- カ 納入時には、装置・実験室に塵や埃等が付着・飛散しないように注意し必要な処置・養生を施すこと。
- キ 装置の導入・動作に関して必要となる電気配線（2次側）、排気ダクト・循環冷却水・圧空配管等のユーティリティ、付帯設備については全て準備・繋ぎ込みを

行うこと。

ク 納品物の設置に当たっては、建築設備耐震設計・施工指針[国土交通省国土技術政策総合研究所及び独立行政法人建築研究所監修]等の各種基準例を参照し、適切に固定すること。

ケ 機器の移設・更新時に対応できるように、各ケーブル類にタグをつけること。名称のつけ方は当機構担当者と調整すること。

コ 物品の搬入・据付等に関しては当機構の業務に支障をきたさないように配慮し、協議の上、実施すること。

### (3) 注意事項

運送・搬入・据付実施中に、建築物、工作物等に損傷を与えた場合は、速やかに当機構担当者に申し出るとともに受注者の責任においてこれを原形に復すること。

### (4) 説明会・トレーニング

機器の搬入・設置後、当機構担当者に対して機器の操作についての説明会・トレーニングを、納入期限までに行うこと。日時は別途調整する。

なお、説明会/トレーニングを実施した際には、説明会等実施報告書（様式適宜）を提出すること。

## 10 支給品の有無

無

## 11 貸与品の有無

無

## 12 製品への表示

(1) 製品には、見やすい箇所に銘板表示を行うこと。

(2) 銘板に記載する事項は、品名、(製造番号)、製造年月、製造会社、製造社名とし、その形状及び記載の要領は図1に準ずること。なお、「製造番号」は受注者側の判断により必要とされる場合に表示すること。

(3) 仕様上の一つの筐体が2個以上にわたる場合は、それぞれについて、筐体名及び筐体番号(注)を付加すること。

(注) 例：5個口の場合 1/5～5/5

(4) その他の表示内容については、必要に応じて規定する。

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 装置
(製造番号 号)
製造年月 年 月
製造会社
国立研究開発法人 情報通信研究機構

図1 銘板例

### 13 環境への配慮

- (1) 調達物品が「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）で規定する特定調達品目に該当する場合には、可能な限り適合品を納入するように努めること。
- (2) 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮するように努めること。
- (3) 納入時においては、環境負荷の低減を実現した自動車を用いるように努めること。
- (4) 梱包材などは持ち帰り、法令に従い処分すること。

### 14 情報セキュリティについて

#### (1) 適切な情報セキュリティ管理の実施

受注者は、適切な情報セキュリティ管理を実施していること。適切な情報セキュリティ管理を実施しているとは、組織としての情報セキュリティ方針及び情報セキュリティ管理体制が制定され、リスク対応計画立案、管理策の実施、教育、内部監査を含む情報セキュリティ管理が、文書化された手順に従って実施されていることを言う。ISO/IEC 27001 または JIS Q 27001 に準拠した管理は、適切な情報セキュリティ管理の例である

#### (2) 業務実施体制

受注者は、本業務を履行する体制について、予め以下の事項について提出し、当機構の了承を得ること。

##### ア 業務実施体制

- ① 責任者（専門性・実績・国籍等に関する情報を含むこと）
- ② 担当者（専門性・実績・国籍等に関する情報を含むこと）
- ③ 連絡体制・窓口
- ④ 業務実施場所（国内・国外を問わず当機構外で業務する場合）

##### イ 構築すべき体制に関する留意点

受注者は、下記に留意して、体制を構築すること。

- ① 本業務を履行するにあたり必要な経験、資格、業績等を有する者を確保して体制を構築すること。その際、必要な経験、資格、業績等を有する者は、背景となる適切な経歴、知見、語学、文化的背景を有すること。
- ② 本業務を履行するにあたり受注者の従業員もしくはその他の者による意図しない変更や業務に関して知り得た情報の窃取等が行われないことを保証する管理体制を構築すること。

なおこれらに変更があった場合は速やかに当機構に報告し、その了承を得ること。

### (3) 情報セキュリティ対策の実施

受注者は、業務に関して知り得た情報の紛失、滅失、改ざん、き損、漏えい、その他の情報セキュリティ事故を防止するために必要な情報セキュリティ対策を講じなければならない。

### (4) 情報セキュリティ事故発生時における報告

受注者は、契約の履行中、履行後を問わず情報セキュリティ事故、又はそのおそれのあることを知ったときは、必要な措置を講じるとともに、速やかに当機構に報告し、当機構の指示に従うものとする。

### (5) 情報セキュリティ対策の実施状況の報告・点検

ア 当機構は業務や情報の取扱いが適切に行われていることを確認するため、受注者に対して定期的な報告や自己点検、情報の適正な取扱いのための情報セキュリティ対策（ログの取得・監視等以下参照）を求めることができるものとする。

- ・情報セキュリティインシデント等への対処能力の確立・維持
- ・情報へアクセスする主体の識別とアクセスの制御
- ・ログの取得・監視
- ・情報を取り扱う機器等の物理的保護
- ・情報を取り扱う要員への周知と統制
- ・セキュリティ脅威に対処するための資産管理・リスク評価
- ・委託先が取り扱う情報及び当該情報を取り扱うシステムの完全性の保護
- ・セキュリティ対策の検証・評価・見直し

イ 特に重要な業務（情報の格付けに伴い重要と格付けされた業務、(例) 個人情報を含むもの）を委託している場合、監査、サービス品質の保証を求めることができるものとする。また、個人情報を含む重大な情報セキュリティ事故が発生した場合、機構は受注者と協議の上、立入調査を求めることができるものとする。報告・点検の結果、改善が必要な点が見つかった場合、受注者は改善計画を立て当機構に提出するものとする。

### (6) 委託の制限

ア 受注者は当機構が書面で承諾した場合を除き、本件業務の全体または一部を第三者に委託してはならない。受注者は第三者に委託するときは、責任を持って情報セキュリティの適切な管理を行う能力を有する者を選定するものとする。

イ 選定した委託先に対しては、情報セキュリティに関し受注者が履行すべき義務と同等の義務を負わせるものとし、受注者及び受注者の委託先との間で締結する契約書にその旨を明記するものとする。

ウ 受注者は委託先の情報セキュリティ管理全般、業務実施体制、情報セキュリティに関する点検・調査の受け入れ可否等の状況について、あらかじめ当機構に書面で提出するものとする。受注者の委託先が再委託を行うとき以降も同様とする。

(7) 情報の目的外利用及び提供の禁止

受注者は業務に関して知り得た当機構所定の書式・方法により明示した保護すべき情報（契約を履行する一環として受注者が収集、整理、作成等した情報であって、当機構が保護を要しないと確認したものを除く。）その他の非公知の情報を本仕様書の業務履行にのみ利用し、他の目的に使用しないこと。当機構の承諾なしに第三者に提供してはならず、受注者は受注者の従業員その他受注者の委託先及びその再委託先に対し、受注者と同様の秘密保持義務、情報保全義務を負担させるものとする。

(8) 要機密情報の取扱い

受注者は、当機構の要機密情報を取り扱う場合、契約書の秘密保持の事項に従うこと。

(9) 情報の複写又は複製の禁止

受注者は、本業務のために当機構から提供された情報や資料等を当機構の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(10) 情報の受取り

当機構が一時的に電子ファイル等を受注者に預ける場合は、預かり証に受注者（作業員等を含む）の押印あるいは署名を求める場合があるので応じること。

(11) 情報のやり取り

ア 当機構と通信回線を経由して電子ファイル等のやりとりを行う場合は、万一の事故に備えてパスワード付与や暗号化などの措置をとること。

イ また最新のパターンファイルが適用されたウイルス検出ソフトで検査し、問題がないことを確認してから送付すること。

(12) 資料・情報の保管

ア 受注者は、業務のために当機構から提供を受け、又は受注者自らが作成した情報が記録された資料を、適切に施錠管理された場所に保管すること。

イ 電子ファイルの場合は適切なアクセス制御が行われたフォルダーに保管すること。また当機構が特に指定した場合は暗号化などの対応をとること。

(13) 資料の返却・情報の消去等

ア 受注者は、業務のために当機構から提供を受け、又は受注者自らが作成した情報が記録された資料は、業務完了後直ちに当機構に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、当機構が別に指示したときは当該方法によるものとする。

イ 受注者は、情報を記録した資料を当機構に返還した後、なお当該情報が複写や電磁記録等として残されていることのないよう、遅滞なく復元又は判読が不可能な方法により当該情報を消去又は廃棄しなければならない。なおその際「預かり証兼データ破棄届」を当機構に提出すること。

## 15 提案書の取扱いについて

本件について、総合評価落札方式または企画競争(公募型プロポーザル方式)により実

施される場合は、仕様書並びに製作仕様書等で提案した内容に基づき履行すること。

## 16 その他の事項

- (1) 当機構での設置作業及び既存機器との調整作業及び機能確認・打ち合わせの実施等、当機構での作業を含む場合の費用等も本件請負金額に含むものとする
- (2) 本件の納品物にかかる知的財産権の扱いは、当機構「物品製造契約書」の規定によるものとする。

上記契約書に関する情報は以下のとおり。

<https://www.nict.go.jp/tender/format.html>

## 設備等納入時確認チェックリスト

受注者確認欄	項目	要求者確認欄
<input type="checkbox"/>	1. 納入期限内の納品となっているか。	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	2. 員数検査 納入品について、仕様書および業者提案書に記載された構成および数量を満たしているか。	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	3. 外観検査 納入品について、傷、汚れ、凹み、歪みといった不良が無い か。	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	4. 設置状況 納入品に係る電源等への接続状況は要件を満たしているか。 納入品について、基準に基づき固定措置がされているか。	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	5. 機能検査 納入品について、仕様書および業者提案書に記載されてい る、機能および性能等の要件を満たしているか。	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	6. 提出書類 仕様書に規定した提出書類はすべて揃っているか。 提出書類に求めている記載内容は漏れなく記載されているか。	<input type="checkbox"/>
完了 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/>	7. 法令遵守関係 1. 納入物について、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）、建築基準法 （昭和 25 年法律第 201 号）、その他の関係法令等に基づき、関係 機関等に対する協議、必要な認可、許可、届出等の手続又は届出 等に必要となる情報の提供が完了しているか。  (該当法令及び書類名称を以下に記載。記載しきれない場合は別紙	<input type="checkbox"/>
報告済 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/>	2. 納入物について、構成品（部品）も含めて 10kHz 以上の周波数 を使用する高周波利用設備に該当していないか。該当する場合は高 周波の周波数と高周波発生部の最大出力（ピーク値）を文書で報 告させているか。ただし、型式指定及び型式確認が明らかに確認 できた場合を除く。	<input type="checkbox"/>
<b>受注者側担当者</b>	<b>確認年月日</b>	財務部手続欄  資産管理 台帳反映
会社名		
担当者名		
<b>機構側要求者（監督員）</b>	<b>確認年月日</b>	
国立研究開発法人情報通信研究機構		
部署名		
要求者名		

※該当項目なき場合は、当該項目を二線にて抹消する（項目 7 を除く）。

※原本は機構側要求者（監督員）において保管し、写し 1 部を検査調書へ添付する